

京都府地域防災計画

原子力災害対策編

令和5年 6月

京都府防災会議

京都府地域防災計画

原子力災害対策編

| | |
|--------------|------------|
| 昭和56年6月12日制定 | 令和3年6月9日修正 |
| 平成4年6月4日修正 | 令和4年6月9日修正 |
| 平成5年6月3日修正 | 令和5年6月8日修正 |
| 平成9年6月10日修正 | |
| 平成10年7月13日修正 | |
| 平成11年6月7日修正 | |
| 平成13年2月22日修正 | |
| 平成13年5月18日修正 | |
| 平成14年5月23日修正 | |
| 平成15年5月30日修正 | |
| 平成16年5月31日修正 | |
| 平成17年5月30日修正 | |
| 平成18年5月25日修正 | |
| 平成19年5月30日修正 | |
| 平成20年5月26日修正 | |
| 平成21年4月22日修正 | |
| 平成22年6月3日修正 | |
| 平成25年2月1日修正 | |
| 平成25年7月23日修正 | |
| 平成26年6月9日修正 | |
| 平成27年5月29日修正 | |
| 平成28年6月7日修正 | |
| 平成29年5月30日修正 | |
| 平成30年6月8日修正 | |
| 令和元年6月3日修正 | |
| 令和2年6月15日修正 | |

京都府防災会議

原子力災害対策編 目次

第1編 総則

| | | |
|-----|--|---|
| 第1章 | 計画の目的 | 1 |
| 第2章 | 計画の性格 | 1 |
| 第3章 | 計画の周知徹底 | 2 |
| 第4章 | 計画の修正に際し遵守すべき指針 | 2 |
| 第5章 | 計画の基礎とするべき災害の想定 | 2 |
| 第6章 | 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 | 2 |
| 第7章 | 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 | 5 |
| 第8章 | 防災関係機関の事務又は業務の大綱 | 8 |

第2編 原子力災害事前対策計画

| | | |
|------|--|----|
| 第1章 | 基本方針 | 10 |
| 第2章 | 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 | 10 |
| 第3章 | 立入検査と報告の徴収 | 10 |
| 第4章 | 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携 | 10 |
| 第5章 | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | 11 |
| 第6章 | 情報の収集・連絡体制等の整備 | 11 |
| 第7章 | 緊急事態応急体制の整備 | 16 |
| 第8章 | 避難収容活動体制の整備 | 20 |
| 第9章 | 飲食物の摂取制限及び出荷制限 | 24 |
| 第10章 | 緊急輸送活動体制の整備 | 24 |
| 第11章 | 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 | 25 |
| 第12章 | 住民等への的確な情報伝達体制の整備 | 28 |
| 第13章 | 行政機関の業務継続計画の策定 | 28 |
| 第14章 | 家庭動物対策 | 28 |
| 第15章 | 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 | 29 |
| 第16章 | 防災業務関係者の人材育成 | 29 |
| 第17章 | 防災訓練等の実施 | 30 |
| 第18章 | 関西電力株式会社の行う予防対策 | 31 |
| 第19章 | 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 | 32 |

第3編 緊急事態応急対策計画

| | | |
|------|------------------------|----|
| 第1章 | 基本方針 | 33 |
| 第2章 | 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 | 33 |
| 第3章 | 活動体制の確立 | 41 |
| 第4章 | 避難、一時移転等の防護措置 | 52 |
| 第5章 | 治安の確保及び火災の予防 | 58 |
| 第6章 | 飲食物の摂取制限及び出荷制限 | 58 |
| 第7章 | 緊急輸送活動 | 59 |
| 第8章 | 救助・救急及び医療活動 | 60 |
| 第9章 | 住民等への的確な情報伝達活動 | 61 |
| 第10章 | 自発的支援の受入れ等 | 63 |
| 第11章 | 行政機関の業務継続に係る措置 | 63 |
| 第12章 | 水資源対策 | 64 |
| 第13章 | 家庭動物等対策 | 64 |
| 第14章 | 関西電力株式会社の行う応急対策 | 64 |

第4編 原子力災害中長期対策計画

| | | |
|------|---------------------------|----|
| 第1章 | 基本方針 | 66 |
| 第2章 | 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除 | 66 |
| 第3章 | 現地事後対策連絡会議への職員の派遣 | 66 |
| 第4章 | 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 | 66 |
| 第5章 | 放射性物質による環境汚染への対処 | 66 |
| 第6章 | 各種制限措置の解除 | 67 |
| 第7章 | 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 | 67 |
| 第8章 | 災害地域住民に係る記録等の作成 | 67 |
| 第9章 | 被災者等の生活再建等の支援 | 67 |
| 第10章 | 風評被害等の影響の軽減 | 68 |
| 第11章 | 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援 | 68 |
| 第12章 | 心身の健康相談体制の整備 | 68 |
| 第13章 | 生活関連物資の受給及び価格の監視・調査 | 68 |
| 第14章 | 復旧・復興事業からの暴力団排除 | 68 |

第 1 編 総 則

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、府に隣接する福井県大飯郡高浜町の関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）及び福井県大飯郡おおい町の関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2章 計画の性格

1 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、府の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

府等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 府地域防災計画一般計画編との整合性

この計画は、「府地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「府地域防災計画一般計画編」によるものとする。

3 市町村地域防災計画との関係

市町村の防災会議が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、府の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的に定めておくものとする。

なお、府は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

4 関西広域連合関西防災・減災プランとの関係

府単独で対応することが困難な場合は、関西広域連合が作成する関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）に基づき対応する。

5 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

なお、この計画を検討するときは、京都府原子力防災専門委員から助言を得るものとする。

第3章 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」（令和4年7月6日一部改正）を遵守するものとする。

第5章 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重

点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は令和5年1月1日時点を示す。

【高浜発電所】

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）
発電所からの距離はおおむね5kmとする。

| 市 町 名 | 対 象 地 域 | 人口(人) |
|-------|---------|-------|
| 舞鶴市 | 松尾、杉山 | 50 |

- ・ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）
発電所からの距離はおおむね30kmとする。

| 市 町 名 | 対 象 地 域 | 人口(人) |
|-------|---|--------|
| 福知山市 | 二箇下、市原、高津江、二箇上、三河 | 396 |
| 舞鶴市 | 全域（松尾、杉山を除く。） | 77,141 |
| 綾部市 | 奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鑄場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野）、西八田地区（上八田、七百石、中筋、岡安、湊垣、下八田）、吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目）、物部地区（白道路）、志賀郷地区（志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方）、いこいの村（十倉名畑町）、松寿苑・上林（八津合町）、るんびに学園（十倉中町）、小規模特養おかやす（岡安町） | 7,481 |
| 宮津市 | 全域 | 16,721 |
| 南丹市 | 美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原] | 3,233 |
| 京丹波町 | 中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙 | 2,590 |

| | | |
|-----|--|---------|
| | 見、下乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑 | |
| 伊根町 | 日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成 | 1,329 |
| 合 計 | | 108,891 |

ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原（438人））においては、PAZに準じた防護措置を行う。

【大飯発電所】

- ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）
発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。

| 市 町 名 | 対 象 地 域 | 人口(人) |
|-------|---|--------|
| 京都市 | 左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区） | 253 |
| 舞鶴市 | 大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎] | 73,098 |
| 綾部市 | 奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町） | 1,310 |
| 南丹市 | 美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原] | 2,936 |
| 京丹波町 | 上粟野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下粟野 | 209 |
| 合 計 | | 77,806 |

〔資料〕 1-6-1-① 原子力規制委員会放射性物質拡散シミュレーション(MACCS2)

第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 情報収集事態（高浜町若しくはおおい町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとし、U P Zの範囲外においても、必要に応じて予防的な防護措置（屋内退避）を実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。（別図1のとおり）

別図1 OILと防護措置について

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ^{*1} | 防護措置の概要 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|---|---|------------------|-----|------------------|--------|--------------------|--------------------------|---------|----------|----------|-----------------------|--------|---------|-----|---------|
| 緊急防護措置 | OIL1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}) | | | | | | | | | | | | | | |
| | OIL4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 | β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) | | | | | | | | | | | | | | |
| 早期防護措置 | OIL2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 [※] の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}) | | | | | | | | | | | | | | |
| 飲食物摂取制限 ^{*9} | 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}) | | | | | | | | | | | | | | |
| | OIL6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種^{*7}</th> <th>飲料水</th> <th>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>牛乳・乳製品 300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg^{*8}</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table> | 核種 ^{*7} | 飲料水 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 放射性ヨウ素 | 牛乳・乳製品 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ^{*8} | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | ウラン | 20Bq/kg |
| 核種 ^{*7} | 飲料水 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射性ヨウ素 | 牛乳・乳製品 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ^{*8} | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | | | | | | | | | | | | | | | |
| プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | | | | | | | | | | | | | | | |

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求めめる必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における O I L 6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は京都府地域防災計画一般計画編第1編第8章に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 京都府 | 1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 府災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 |
| 関係市町 （京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 南丹市 京丹波町 伊根町） | 1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 市町災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 府が行う汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 緊急輸送及び必需物資の調達 12 府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 13 制限措置の解除 14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15 府が行う原子力防災に対する協力 16 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 |
| 関係市町以外の市町村 | 1 関係市町への応援 2 広域避難所の開設 |

| 機 関 名 | | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------------------|---|---|
| 指定 地方 行政 機関 | 近畿農政局 | 1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 |
| | 第八管区海上保安本部 | 1 海難救助、海上における安全及び治安の確保並びに船舶交通の規制 2 海上におけるモニタリングの支援 3 海上における緊急輸送 |
| | 大阪管区气象台 (京都地方气象台) | 1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援 |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部 海上自衛隊第23航空隊 | 1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保 |
| 指定 公共 機関 | 日本赤十字社(京都府支部) | 1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 |
| | 関西電力株式会社 | 1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 放射線(能)の観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 |
| 指定 地方 公共 機関 | 一般社団法人京都府医師会 | 1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整 |
| | 一般社団法人京都府バス協会 | 1 避難住民等の輸送 |
| | 一般社団法人京都府トラック協会 | 1 緊急物資の輸送 |
| 公共的 団体 | 農業協同組合漁業協同組合 | 1 汚染農産物等の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力 |

第 2 編 原子力災害事前対策計画

第2編 原子力災害事前対策計画

第1章 基本方針

本編は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2章 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- 1 府は、関西電力株式会社が修正しようとする高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画案について、府地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、関西電力株式会社が計画を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、速やかに府内の原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村（以下「府内関係市町」という。）に計画案を送付し、相当の期限を定めて、府内関係市町の意見を聴き必要に応じて関西電力株式会社との協議に反映させるものとする。
- 2 府〔危機管理部〕は、関西電力株式会社から高浜発電所及び大飯発電所に係る下記の書類の届出があった場合、府内関係市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
 - (1) 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届出
 - (2) 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届出
 - (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届出

第3章 立入検査と報告の徴収

- 1 府〔危機管理部〕は、必要に応じ、原災法の規定に基づき関西電力株式会社から報告の徴収及び立入検査（以下この章において、「報告徴収等」という。）を実施すること等により、関西電力株式会社が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- 2 府〔危機管理部〕は、報告徴収等を実施した場合は、その結果について、法令に抵触しない範囲において府内関係市町に通知するものとする。
- 3 立入検査は、府の職員及び京都府原子力防災専門委員が実施するものとし、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4章 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- 1 府〔危機管理部〕は、この計画の修正、高浜発電所及び大飯発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）

の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

- 2 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、福井県・滋賀県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 府〔危機管理部〕は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 2 府〔危機管理部〕は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 府〔危機管理部〕は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。
- 4 府〔危機管理部〕は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第6章 情報の収集・連絡体制等の整備

府は、国、府内関係市町、関西広域連合、福井県、関西電力株式会社その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 府と関係機関相互の連携体制の確保

府〔危機管理部〕は、原子力災害に対し万全を期すため、国、府内関係市町、関西広域連合、福井県、関西電力株式会社その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町から府へ被災状況の報告ができない場合を想定し、府職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、府内関係市町、関西広域連合、福井県、関西電力株式会社その他関係機関等に周知する。

- ・ 関西電力株式会社からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

府〔危機管理部〕は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び府内関係市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

府〔危機管理部〕は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信関係防災機関との連携

府〔危機管理部〕は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

府〔危機管理部〕は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

府〔危機管理部〕は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

府〔危機管理部、総合政策環境部、健康福祉部〕は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

- [資料] 2-5-2-① 緊急技術助言組織構成員
 2-5-2-② 現地派遣専門家
 2-5-2-③ 緊急時モニタリング要員及び機材
 2-5-2-④ 原子力災害医療派遣チーム
 2-5-2-⑤ 京都府原子力防災専門委員

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

府〔危機管理部〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び府内関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

府は、国、府内関係市町及び関西電力株式会社その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な

る資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、京都府南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局及び対策拠点施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

ア 発電所に関する資料

(7) 高浜発電所原子力事業者防災業務計画

(イ) 高浜発電所の施設の配置図

(ウ) 大飯発電所原子力事業者防災業務計画

(エ) 大飯発電所の施設の配置図

〔資料〕 2-5-2-⑥ 高浜発電所の施設概要

大飯発電所の施設概要

イ 社会環境に関する資料

(7) 周辺概況図

〔資料〕 2-5-2-⑦ 周辺概況図

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

〔資料〕 2-5-2-⑧ 周辺地域の夜間人口とその分布

2-5-2-⑨ 観光客等の入込状況等

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

〔資料〕 2-5-2-⑩ 主要道路の概況

2-5-2-⑪ J R等の輸送能力

2-5-2-⑫ ヘリポート適地、漁港等位置図

2-5-2-⑬ 乗船施設及び船舶

2-5-2-⑭ ヘリポート適地

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

〔資料〕 2-5-2-⑮ 避難者収容施設

(オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

〔資料〕 2-5-2-⑯ 避難対象施設（避難時に特に配慮を必要とする施設）

(カ) 原子力災害医療体制に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

〔資料〕 2-5-2-⑰ 原子力災害医療体制

ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(7) 周辺地域の気象資料

〔資料〕 2-5-2-⑱ 周辺地域の気象の状況

(イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図

(ウ) 線量推定計算に関する資料

(エ) 平常時環境放射線モニタリング資料

〔資料〕 2-5-2-⑲ 緊急時モニタリング計画

2-5-2-⑳ 高浜発電所及び大飯発電所環境放射線測定計画

2-5-2-㉑ 環境放射線測定地点及び環境試料採取地点

2-5-2-㉔ 環境放射能測定車及び環境放射線調査車測定地点

2-5-2-㉕ 環境放射能等測定結果

(オ) 周辺地域の水源、飲料水供給施設状況等に関する資料

〔資料〕 2-5-2-㉖ 給水状況

(カ) 農林水産物の生産及び出荷状況

〔資料〕 2-5-2-㉗ 農林水産物の生産及び出荷状況

エ 防護資機材等に関する資料

(7) 防護資機材の備蓄・配備状況

〔資料〕 2-5-2-㉘ 防護資機材の配備状況

(イ) 避難用車両等の緊急時における運用体制

〔資料〕 2-5-2-㉙ 乗合自動車、貸切旅客自動車の保有台数

2-5-2-㉚ 京都府UPZ内全域における福祉車両の保有車両

2-5-2-㉛ 自衛隊の輸送能力

2-5-2-㉜ 第八管区海上保安本部の輸送能力

2-5-2-㉝ 府所属の船舶

(ロ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

〔資料〕 2-5-2-㉞ 医療活動用資機材の配備状況

オ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

(7) 関西電力株式会社を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者リストを含む）

(イ) 関西電力株式会社との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

(ロ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

カ 避難に関する資料

(7) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

(イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整のもの）

3 通信手段の確保

府は、国及び府内関係市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

ア 府と国、府内関係市町との間の専用回線網の整備

府〔危機管理部〕は国と連携して、緊急時における府と国及び府と府内関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

〔資料〕 2-5-3-① 原子力発電施設等緊急時連絡設備

イ 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

府〔危機管理部〕は、国と連携し、対策拠点施設と府、府内関係市町との間の通信連絡のため

の専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化等

ア 防災行政無線の確保・活用

府〔危機管理部〕は、国、府内関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

イ 災害に強い伝送路の構築

府〔危機管理部〕は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、府衛星通信系防災情報通信システム等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

〔資料〕2-5-3-② 京都府衛星通信系防災情報システム構成図

ウ 機動性のある緊急通信手段の確保

府〔危機管理部〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話の原子力防災への活用を図るものとする。

〔資料〕2-5-3-③ 可搬型衛星地球局整備状況

エ 多様な情報収集・伝達システムの整備

府〔危機管理部〕は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

オ 災害時優先電話等の活用

府〔危機管理部〕は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

〔資料〕2-5-3-④ 孤立防止対策用衛星電話機設置状況

2-5-3-⑤ 有線放送設備

2-5-3-⑥ 漁業無線設備

2-5-3-⑦ 関西電力株式会社の通信設備

カ 通信輻輳の防止

府〔危機管理部〕は、府内関係市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

キ 非常用電源等の確保

府〔危機管理部〕は、府内関係市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して非常用電源設備（補充用燃料を含む）の整備等を図るものとする。

ク 保守点検の実施

府〔危機管理部〕は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第7章 緊急事態応急体制の整備

府は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3編「緊急事態応急対策計画」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

府は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

府は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、直ちに国、府内関係市町、福井県、滋賀県、高浜町、おおい町並びに福井県内及び滋賀県内の原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村（その区域につき高浜発電所又は大飯発電所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されている市町村に限る。以下「福井県等」という。）と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

府は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに府の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

府は、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、府は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

府は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、府内関係市町及び福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会是对策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされて

いる。このため、府は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、府、府内関係市町、福井県等及び関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、府はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

府は、国、府内関係市町、福井県等、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

府は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、府内関係市町、福井県等、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6 警察災害派遣隊

府警察本部は、警察庁及び他の都道府県警察本部と協力し、警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。

7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

府〔危機管理部〕は、消防の応援について府内外の近隣市町村及び府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

8 自衛隊との連携体制

府〔危機管理部〕は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

9 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制

府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10 広域的な応援協力体制の拡充・強化

府〔危機管理部〕は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援

要請や、関西広域連合及び他の都道府県並びに防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

また、府は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国、全国知事会、関西広域連合及び他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は次のとおりである。

- (1) 原子力災害時の相互応援に関する協定
- (2) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
- (3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (4) 災害時の応援に関する申し合わせ

- [資料] 2-6-9-① 原子力災害時の相互応援に関する協定
 2-6-9-② 近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定
 2-6-9-③ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
 2-6-9-④ 災害時の応援に関する申し合わせ

11 対策拠点施設

- (1) 府〔危機管理部〕は、対策拠点施設を平常時から訓練等に活用するものとする。
- (2) 府〔危機管理部〕は、福井県及び国が行う対策拠点施設の施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等の整備、維持・管理について、必要に応じ協力するものとする。

12 モニタリング体制等

- [資料] 2-5-2-⑱ 緊急時モニタリング計画
 2-5-2-⑳ 高浜発電所及び大飯発電所環境放射線測定計画
 2-5-2-㉑ 環境放射線測定地点及び環境試料採取地点
 2-5-2-㉒ 環境放射能測定車及び環境放射線調査車測定地点

(1) 緊急時モニタリング計画の作成

府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部、文化生活部〕は、原子力災害対策指針等に基づき、国、府内関係、市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

また、府は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、必要に応じ緊急時モニタリング実施要領を作成する。

(2) モニタリング資機材等の整備・維持

府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部、文化生活部〕は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

- [資料] 2-6-11-① 放射線測定設備及び機器等
 2-6-11-② 京都府環境放射線監視テレメータシステム

2-6-11-③ 気象・海象測定設備及び機器

(3) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部、文化生活部〕は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

〔資料〕 2-5-2-③ 緊急モニタリング要員及び機材

(4) 訓練等を通じた測定品質の向上

府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部、文化生活部〕は、平常時から、国、府内関係市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

(5) 大気中放射性物質拡散計算システム

府〔危機管理部〕は、国、指定公共機関、関西電力株式会社と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散に係る機器の整備を図るものとする。また、府は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中の拡散特性を平常時に整理しておく。

(6) 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括のもと、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、府、福井県、滋賀県、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の要員により構成される。府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

(7) 平常時のモニタリングの実施

府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部、文化生活部〕は、緊急時に高浜発電所又は大飯発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

(8) 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備

府〔健康福祉部〕は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に住民等の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段的確保等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

13 専門家の派遣要請手続き

府〔危機管理部〕は、関西電力株式会社から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

〔資料〕 2-5-2-① 緊急技術助言組織構成員

2-5-2-② 現地派遣専門家

14 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

府〔関係部局〕は、国、市町村、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

15 複合災害に備えた体制の整備

府〔危機管理部〕は、国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

16 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

府〔危機管理部〕は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、関西広域連合、指定公共機関、市町村及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

第8章 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 府〔危機管理部〕は、国、関係機関及び関西電力株式会社の協力のもと、府内関係市町が策定する屋内退避及び避難誘導計画について、広域避難要領を策定するなど、支援するものとする。

また、UPZ外の市町村が、屋内退避及び避難誘導計画を策定する場合においても支援を行うものとする。

なお、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりとする。

- ① 国及び府が中心となって関西広域連合又は他の都道府県との調整や市町村の間の調整を図る。
- ② 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。
- ③ 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- ④ 放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、西方面と南方面の避難先を定める。
- ⑤ 一時的な避難となる一次避難先は、市民ホール、コミュニティセンター等公共的施設を優先して使用することとし、教育への影響を配慮して、学校施設の使用は2分の1を上限とする。
- ⑥ 中長期的な避難となる二次避難先は、早期の対応を図るため、当面の措置として、一次避難先の市町村の区域にかかわらず、旅館・ホテル、民間賃貸住宅等を活用する。

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。

ア P A Z

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（注）（以下同じ）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

（注）施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- (ア) 要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）
 （（イ）又は（ウ）に該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- (イ) 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- (ウ) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

イ U P Z

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

[資料] 2-8-1-① 原子力災害に係る広域避難要領について

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

府〔危機管理部、健康福祉部〕は、府内関係市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。

[資料] 2-5-2-⑮ 避難者収容施設

また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。また、府は、府内関係市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。また、国及び関西広域連合の協力のもと、関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）を踏まえ、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

府〔危機管理部〕は、府内関係市町等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

府〔危機管理部〕は、府内関係市町に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。

(4) 広域一時滞在（一次避難）に係る応援協定の締結

府〔危機管理部〕は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

府〔危機管理部、建設交通部〕は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 救助に関する施設等の整備

府〔危機管理部〕は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

府は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難所における設備等の整備

府〔危機管理部、健康福祉部〕は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

府〔危機管理部〕は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。

特に、病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び重度の在宅要配慮者の避難については、京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携し、受入体制の確立や協力体制の確立に努める。

イ 市町村に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

〔資料〕 2-5-2-⑯ 避難対象施設（避難時に特に配慮を必要とする施設）

(2) 病院等医療機関の管理者は、府及び府内関係市町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、府及び府内関係市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、府や近隣府県における同種の施設・ホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(4) 府〔危機管理部〕は、国の協力のもと、速やかに避難できない要配慮者等のため、社会福祉施設、医療機関、公民館等の放射線防護対策工事を促進するものとする。

(5) 府〔健康福祉部〕は、大規模・広域災害発生時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所

者及び在宅要配慮者の避難・受入や他都道府県発災時の応援態勢等について、行政・医療・福祉関係者により調整を行うため、京都府災害時要配慮者避難支援センターを設置する。

なお、同センターの構成機関は下表のとおりとする。

| | |
|--------|--|
| 行政機関 | 京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町 |
| 医療関係団体 | 一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会 |
| 福祉関係団体 | 社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協議会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都知的障害者福祉施設協議会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都府児童福祉施設連絡協議会、京都児童養護施設長会、京都市身体障害者福祉施設長協議会、京都府社会福祉法人経営者協議会 |

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、府、府内関係市町と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、府〔教育委員会〕は、学校等が市町村と連携し、保護者との間で災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、府、府内関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

府〔危機管理部〕は、府内関係市町等が避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう府内関係市町等に対し助言するものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

府〔危機管理部〕は、国又は関西広域連合と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

府〔危機管理部〕は、市町村が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

9 避難場所・避難方法等の周知

府〔危機管理部〕は、府内関係市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を、府内関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。府〔危機管理部〕は、国、関西広域連合、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9章 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

府〔農林水産部、文化生活部〕は、国、関西広域連合及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

府〔文化生活部〕は、府内関係市町に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10章 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

府〔危機管理部、総合政策環境部、健康福祉部、建設交通部〕及び府警察本部は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

- 〔資料〕 2-5-2-⑩ 主要道路の概況
 2-5-2-⑫ ヘリポート適地、漁港等位置図
 2-5-2-⑭ ヘリポート適地

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 府〔危機管理部、建設交通部〕は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、府は、国及び関西広域連合（以下、この章において「国等」という。）と連携し、これらを

調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

- (2) 府〔建設交通部〕は、府の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、府警察本部等は、必要に応じ社団法人京都府警備業協会との応援協定等により、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うものとする。

〔資料〕 2-8-2-① 交通規制計画

- (3) 府警察本部は、警察庁及び隣接府県警察と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 府警察本部は、警察庁及び隣接府県警察と協力し、P A Z など緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 府〔建設交通部〕及び府警察本部は、国及び府内関係市町の道路管理者等と協力し、緊急時の緊急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、道路交通の状況等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (6) 府〔危機管理部〕は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (7) 府〔危機管理部〕は国等と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (8) 府〔危機管理部〕は国等と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (9) 府〔危機管理部〕は国等と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、特に住民避難に使用できる車両を保有する民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

府〔危機管理部〕は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、府内関係市町と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、府内関係市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2 救助・救急機能の強化

府〔危機管理部〕は、国及び関西電力株式会社と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

- (1) 府〔健康福祉部〕は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。
- (2) 府〔健康福祉部〕は、国及び関西広域連合（以下、この章において「国等」という。）と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入体制の整備・維持を行うものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- (3) 府〔健康福祉部〕は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害において、各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「原子力災害拠点病院等」という。）を選定するなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。
- (4) 府〔健康福祉部〕は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害拠点病院等並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療従事者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。
- (5) 府〔健康福祉部〕は、原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関西電力株式会社及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

〔資料〕 2-5-2-⑰ 原子力災害医療体制

2-5-2-⑳ 医療活動用資機材の配備状況

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制の整備

府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用を行えるよう、準備しておくものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

(1) 事前配布体制の整備

ア 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を確保するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 府〔健康福祉部〕は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、府内関係市町、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、服用を優先すべき対象者等の把握に努めるものとする。

ウ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

エ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、

住民による安定ヨウ素剤の管理が適切に行われているか把握に努めるとともに、使用期限である3年又は5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を迅速に配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、避難や一時移転等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、効能又は効果、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 府〔危機管理部〕は、国及び府内関係市町と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

〔資料〕 2-5-2-㉔ 防護資機材の配備状況

(2) 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 府〔危機管理部〕は、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 府〔危機管理部〕は、国等、府内関係市町と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

府〔危機管理部〕は、災害の規模等に鑑み、府内関係市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

7 大規模・特殊災害における救助隊の整備

府〔危機管理部〕は国等と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 府〔危機管理部〕は、国及び府内関係市町と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- 2 府〔危機管理部〕は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、府衛星通信系防災情報通信システム、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。
- 3 府〔危機管理部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国及び府内関係市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を定めておくものとする。
- 4 府〔危機管理部〕は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び市町村と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 府〔知事直轄組織、危機管理部、総合政策環境部〕は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第13章 行政機関の業務継続計画の策定

府〔危機管理部〕は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第14章 家庭動物対策

- 1 府〔文化生活部〕は、災害時に飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。
- 2 府〔文化生活部〕は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。

第15章 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、国、関西広域連合、府内関係市町及び関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (2) 原子力施設の概要に関すること。
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
 - (5) 緊急時に国、府、府内関係市町、関西広域連合等が講じる対策の内容に関すること。
 - (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
 - (7) 要配慮者への支援に関すること。
 - (8) 緊急時にとるべき行動
 - (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- 2 府〔危機管理部、教育委員会〕は、教育機関、市町（組合）教育委員会及び民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、防災知識の普及及び啓発の実施に当たり、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 府〔危機管理部〕は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町村の指定した避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町村が周知することについて、協力するものとする。
- 5 府〔危機管理部〕は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、府〔危機管理部〕は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第16章 防災業務関係者の人材育成

府は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。

- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に国、府及び府内関係市町、関西広域連合等が講じる対策の内容に関すること。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第17章 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、関西広域連合、市町村、自衛隊等と連携し、
 - ア 災害対策本部等の設置運営訓練
 - イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
 - ウ 緊急時通信連絡訓練
 - エ 緊急時モニタリング訓練
 - オ 原子力災害医療訓練
 - カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - キ 周辺住民避難訓練
 - ク 人命救助活動訓練等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。
- (2) 府〔危機管理部、総合政策環境部、健康福祉部〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に府が含まれる場合には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して府が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

- (1) 要素別訓練等の実施
府は、計画に基づき、国、関西電力株式会社等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。
- (2) 総合的な防災訓練の実施
府は、高浜発電所又は大飯発電所が原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき必要に応じ住民の協力を得て、国、府内関係市町、福井県等、関西広域連合、関西電力株式会社、その他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。
- (3) 自衛隊と共同の防災訓練
府は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

府は、訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

更に、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第18章 関西電力株式会社の行う予防対策

高浜発電所及び大飯発電所における原子力防災については、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災対法等の原子力関係法令に基づき周辺環境の安全確保、安全防護施設の設置をはじめ、いかなる事態にも対処できるよう次の対策を講じるものとする。

1 環境条件の調査

施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平常時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。

2 通信連絡網の整備

災害に関する情報の収集及び伝達について組織・通信機器等整備を行う。

3 防災上必要な研究

国又は防災機関の行う災害予防に関する科学的な研究に協力し、その成果を利用して災害予防対策の効果的な実施を図る。

4 防災上必要な安全教育及び訓練等

平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社職員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。

5 放射能等監視体制の整備

(1) 空間放射線量率等の監視

舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園の府域2箇所並びに高浜発電所及び大飯発電所敷地ほか福井県内25箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト（NaI(Tl)シンチレーション検出器等）による連続測定並びに電子式積算線量計による定期測定（4回/年）を行う。

(2) 海洋放射能等の監視

原子力発電所放水口に水モニタを設置し、放射能の連続測定及び海水、海底土、生物の放射能の定期測定（4回/年）を行う。また、周辺海域の水温・塩分分布の定期測定（2回/日/季）を行

う。

(3) 放射性物質の放出状況の監視

原子力発電所排気筒にダストモニタ、ガスモニタ等を設置し、放射能の常時測定を行う。

(4) 上記(1) から(3) の調査、測定の結果については、「高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」及び「大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」に基づいて府へ報告する。

なお、測定値に異常があった場合には、国（原子力規制庁）及び府へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。

6 住民広報窓口の設置

原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置する体制を整備する。

- [資料] 2-5-2-⑳ 高浜発電所及び大飯発電所環境放射線測定計画
2-5-3-㉑ 関西電力株式会社の通信設備

第19章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を府消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 府及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3編 緊急事態応急対策計画

第3編 緊急事態応急対策計画

第1章 基本方針

本編は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 府〔危機管理部〕は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒体制をとるため、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、別図3のとおりである。

ウ 府〔危機管理部〕は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合

ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力

防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、府は通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、府及び府内関係市町、府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

なお、これらの連絡系統図は、別図4のとおりである。

ウ 府〔危機管理部〕は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ・ PAZを含む舞鶴市と同様の情報をUPZを含む市町村に連絡
- ・ UPZを含む市町村に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

エ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

(4) 府のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

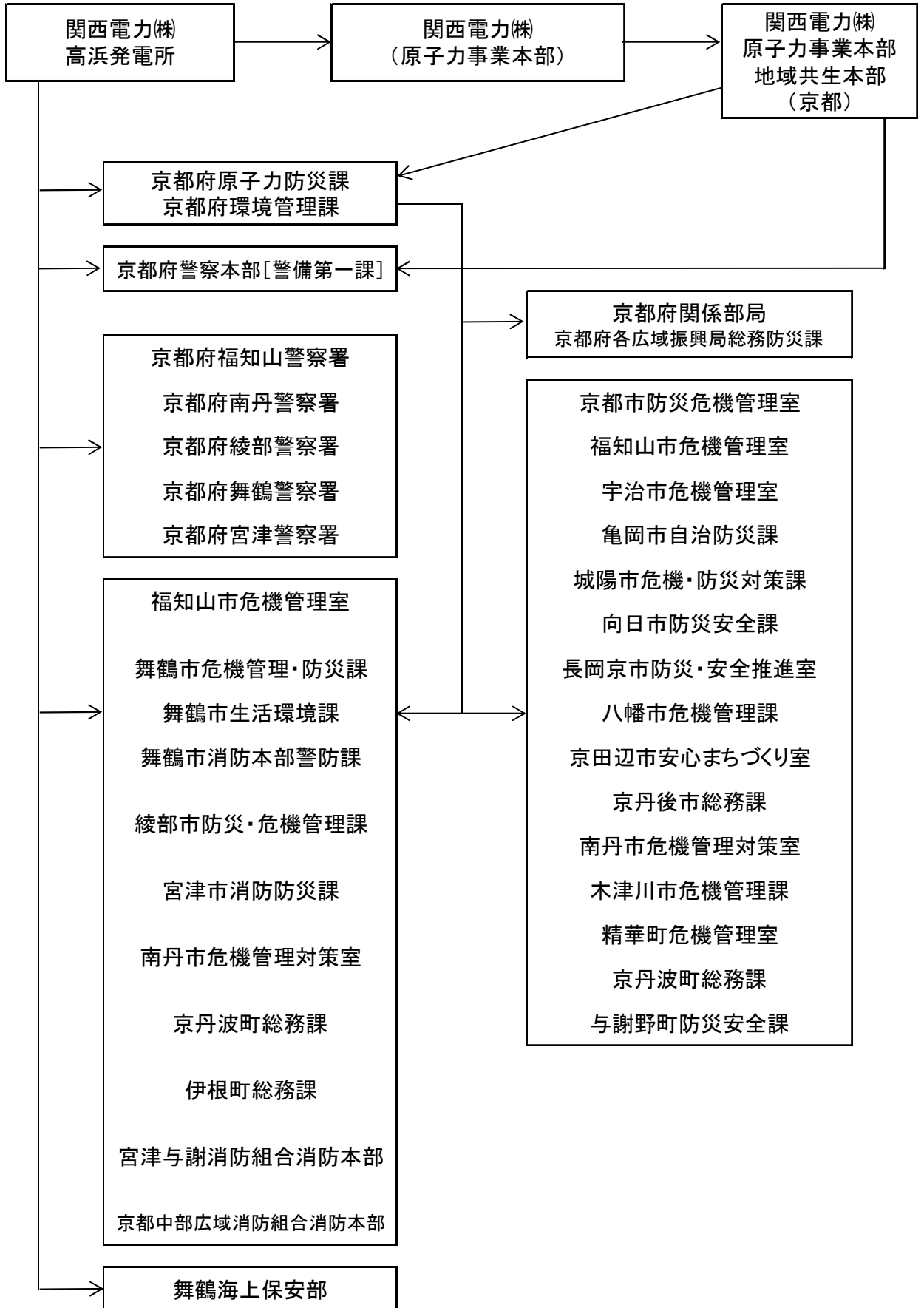
ア 府〔危機管理部、総合政策環境部〕は、通報がない状態において、府が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ関西電力株式会社に確認を行うものとする。

イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、関西電力株式会社に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、府はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

なお、これらの連絡系統図は別図4のとおりである。

別図3-1

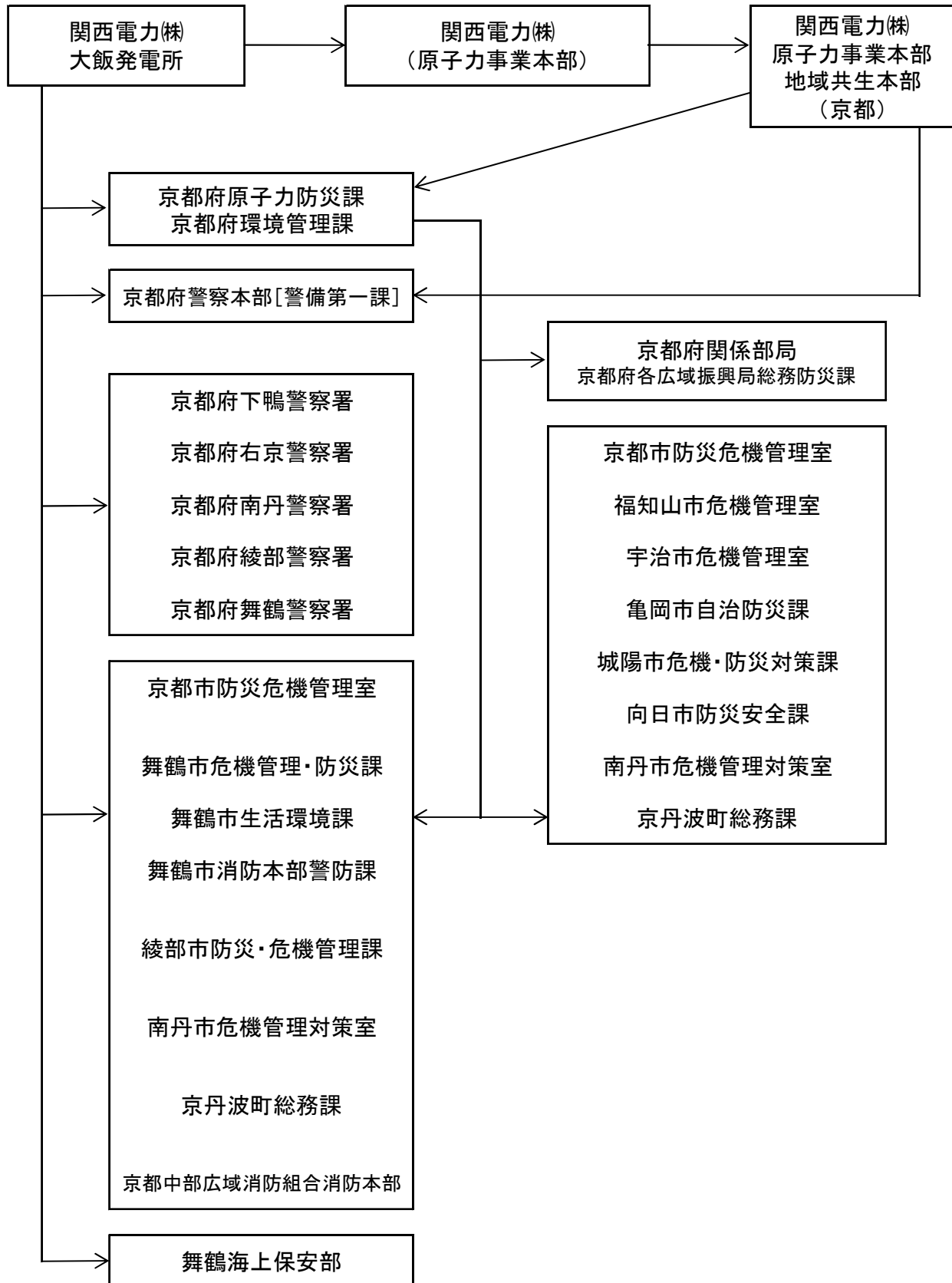
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



35 ※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図3-2

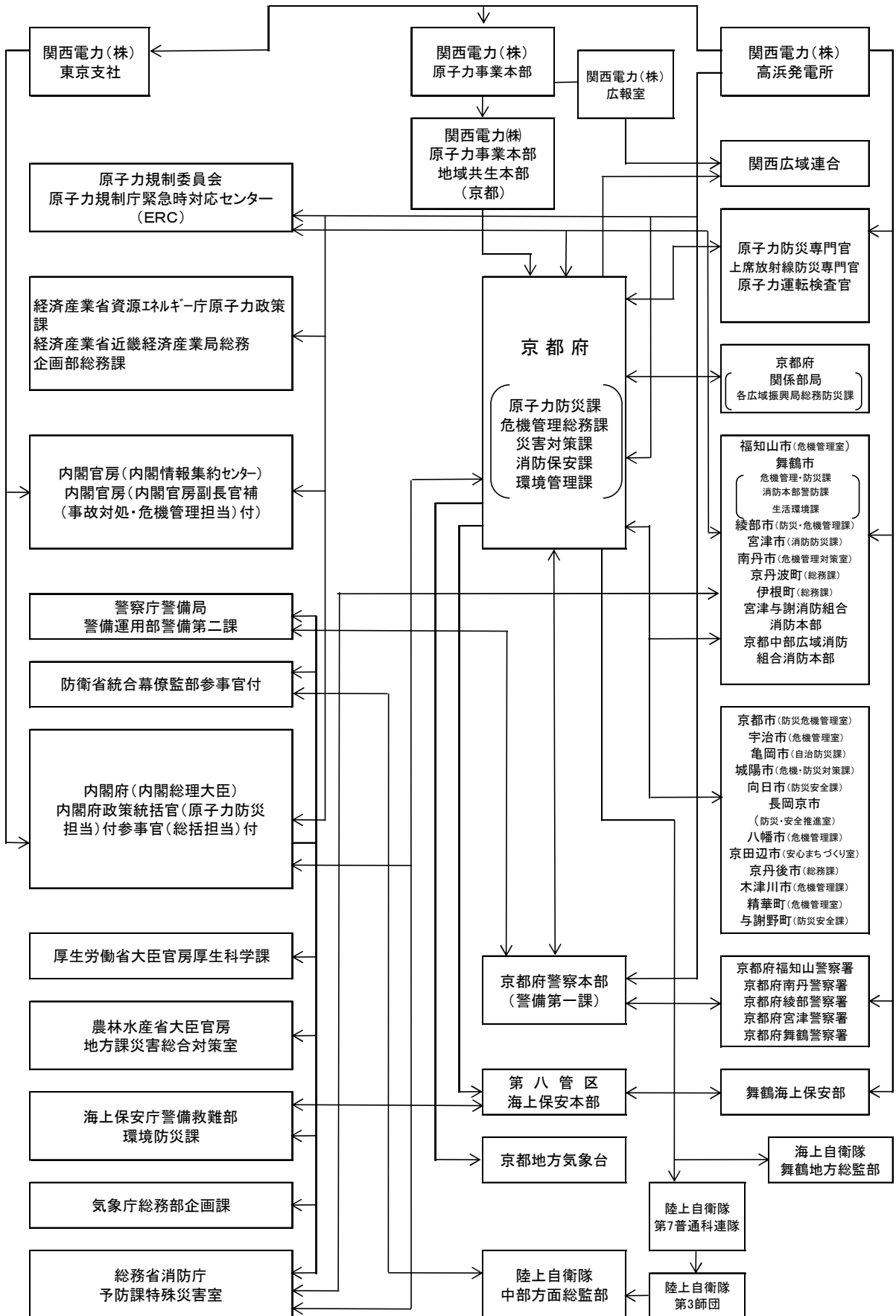
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図4-1

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
(高浜発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、福井県等、府内関係市町、福井県警察本部、高浜町及びおおい町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、府は通報を受けた事象に関する関西電力株式会社への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 府〔危機管理部〕は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、関西電力株式会社等から連絡を受けた事項、府内関係市町から災対法第53条第1項等により報告を受けた被害状況等、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 府〔危機管理部〕は、福井県、府内関係市町、関西広域連合及び指定地方公共機関等との間において、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 府〔危機管理部〕及び府内関係市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

オ 府〔危機管理部〕は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）及び府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、府は通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

府は、国の現地対策本部、福井県等、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、府が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。派遣職員の構成、業務内容等は別に定める。

ウ 府は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、府が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官等現地に配置された職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、府、府内関係市町、福井県等をはじめ、関西電力株式会社、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T及びN-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、府は伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並

びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 緊急時モニタリング等の実施

ア 情報収集事態の環境放射線モニタリング

府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

イ 警戒事態の環境放射線モニタリング

府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

ウ 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げるものとされている。府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報や大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

エ 緊急時モニタリングの実施

府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、府が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、緊急時モニタリングを実施する。

オ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。

カ モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター及びオフサイトセンター放射線班と共有する。

府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、府内市町村及び関西広域連合と共有する。

(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び府〔健康福祉部〕は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3章 活動体制の確立

1 府の活動体制

(1) 情報収集事態発生時の警戒体制

府〔危機管理部〕は、情報収集事態発生時に、必要に応じ、原子力災害関係課連絡会議を開催し、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

なお、原子力災害関係課連絡会議の構成等は別表1のとおりとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

(2) 警戒事態発生時の警戒体制

ア 原子力災害警戒本部の設置

府〔危機管理部〕は、警戒事態の発生を認知した場合又は知事が必要と認めた場合、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、府内市町村及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 原子力災害警戒本部の組織等

原子力災害警戒本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表2のとおりとする。原子力災害警戒本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は原子力防災課職員、危機管理総務課職員、災害対策課職員、消防保安課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ 原子力災害警戒支部の設置

原子力災害警戒本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする原子力災害警戒支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。

なお、原子力災害警戒支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

エ 情報の収集

府〔危機管理部〕は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

オ 京都府危機管理緊急参集チームの招集等

府〔危機管理部〕は、高浜発電所又は大飯発電所で警戒事態に該当する発電所施設の重要な故障等が発生した場合、又は危機管理監が必要と認めた場合は、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する京都府危機管理緊急参集チームを招集する。

知事直轄組織（職員長）

危機管理部

総合政策環境部

健康福祉部

農林水産部

建設交通部

警察本部

カ 京都府危機管理緊急参集チームの業務

(ア) 迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置

(イ) 原子力災害対策本部設置の協議

キ 対策拠点施設の設営準備への協力

府〔危機管理部〕は、警戒事態の発生を認知した場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

ク 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

ケ 国等との情報の共有等

府〔危機管理部〕は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、府が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

コ 原子力災害警戒本部の閉鎖

原子力災害警戒本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力災害警戒本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制

ア 原子力災害対策本部の設置等

府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、その旨を府内市町村及び関西広域連合に連絡するとともに、国、府内市町村及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

さらに、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地原子力災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 原子力災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

原子力災害対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表3のとおりとする。

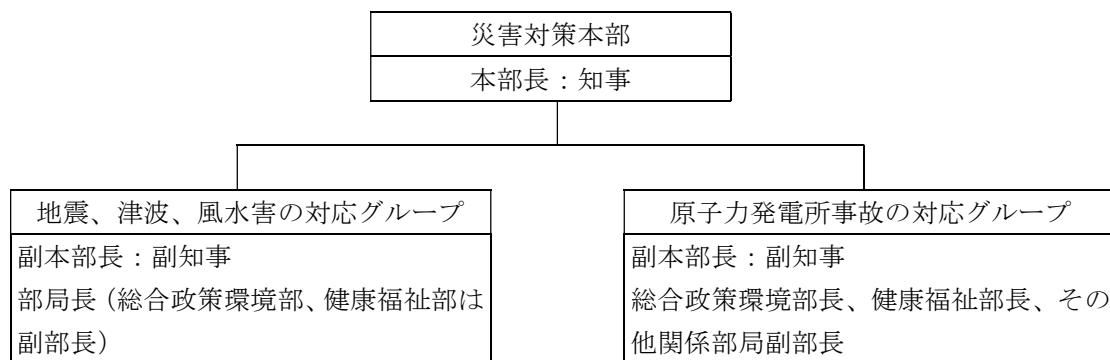
原子力災害対策本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は原子力防災課職員、危機管理総務課職員、災害対策課職員、消防保安課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ 保健医療福祉調整本部の設置

災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部・同調整支部を設置する。

エ 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応するものとする。なお、両グループにおいては、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。



オ 原子力災害対策支部の設置

災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、原子力災害対策本部の地方組織として、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする原子力災害対策支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。

なお、原子力災害対策支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

カ 情報の収集

府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

キ 対策拠点施設の設営準備への協力

府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

ク 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

府〔危機管理部〕は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

ケ 国等との情報の共有等

府〔危機管理部〕は、対策拠点施設に派遣された職員に対し、府が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。

コ 原子力災害対策本部の閉鎖

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、原子力災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるときに閉鎖する。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、府は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。

また、府は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

府〔危機管理部〕は、必要に応じ、「原子力災害時の相互応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「災害時の応援に関する申し合わせ」等、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、関西広域連合及び他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

府〔危機管理部〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は府内関係市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

府警察本部は、必要に応じ、府公安委員会を通じ、警察庁の調整のもと、全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

- 〔資料〕 2-6-9-① 原子力災害時の相互応援に関する協定
- 2-6-9-② 近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定
- 2-6-9-③ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 2-6-9-④ 災害時の応援に関する申し合わせ

(2) 職員の派遣要請等

知事〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めるものとする。

知事〔健康福祉部〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請する。

5 自衛隊の派遣要請等

知事〔危機管理部〕は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は府内関係市町の市町長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

知事が派遣を要請する際の手続き等については、府地域防災計画一般計画編第3編第30章自衛隊災害派遣計画に定めるところによるものとする。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

府〔危機管理部、総合政策環境部、健康福祉部〕は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、

適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

府は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 府原子力災害対策本部長、府現地原子力災害対策本部長、府原子力災害対策支部長、緊急時医療センター長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、府原子力災害対策本部長、府現地原子力災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、府現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。

イ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班を災害対策支部に置くものとする。

ウ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班は、災害対策支部管内に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

エ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、緊急時医療センター及び原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。

オ 府〔危機管理部〕は、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、要請を受けた防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

〔資料〕 2-5-2-④ 原子力災害医療体制

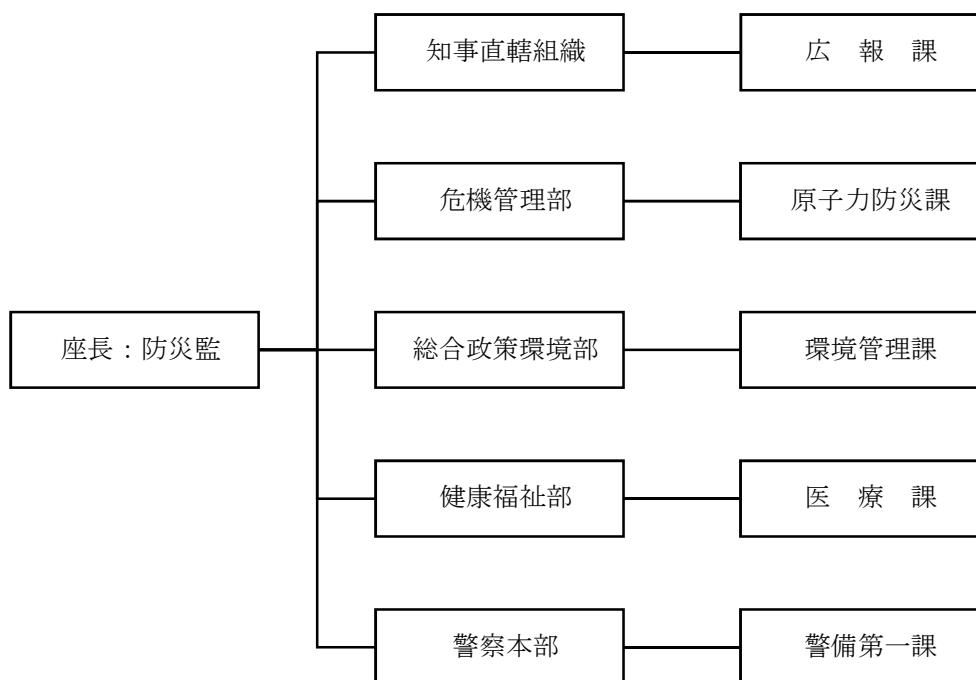
(4) 安全対策

ア 府〔危機管理部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する府及び府内関係市町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、府及び府内関係市町の被ばくの可能性のある環境下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

別表1 関係課連絡会議の体制

1 構成



2 担当部・課の事務分掌

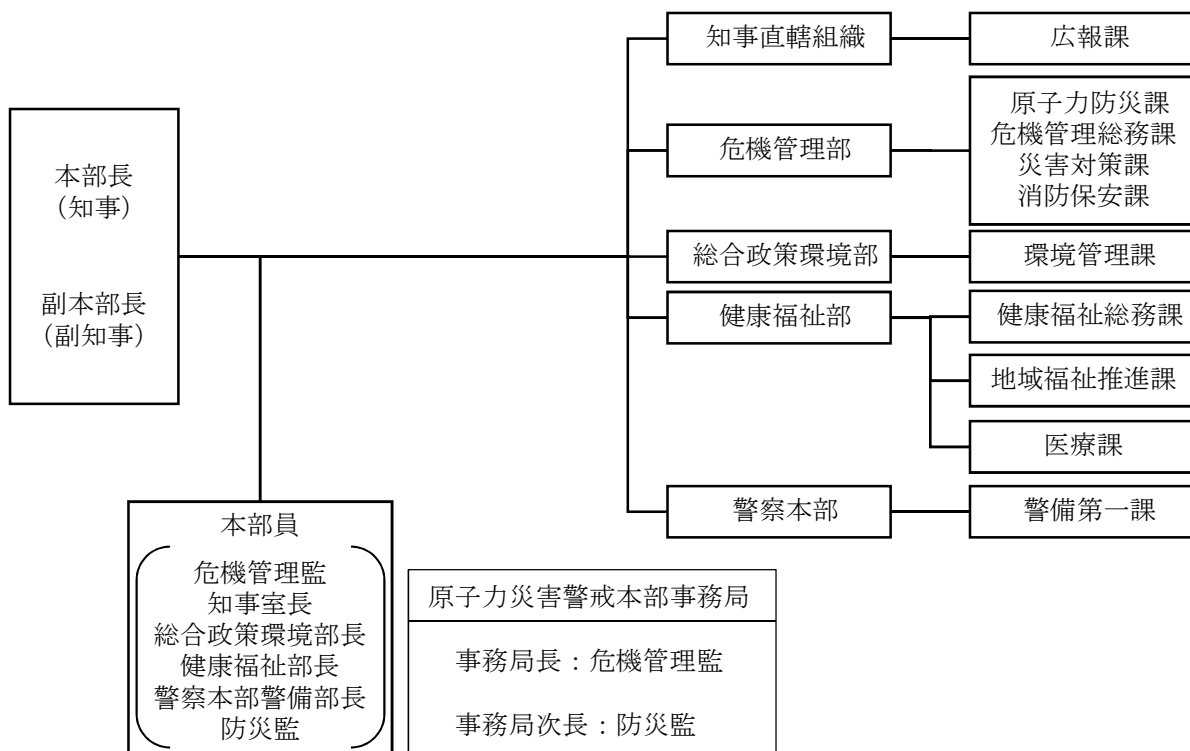
| 担当部名 | 担当室・課名 | 事務分掌 |
|---------|--------|--|
| 知事直轄組織 | 広報課 | 1 広報活動に関する事。 |
| 危機管理部 | 原子力防災課 | 1 関係課連絡会議の招集及び運営に関する事。 2 関西電力株式会社との連絡調整に関する事。 3 防災関係機関との連絡調整に関する事。 |
| 総合政策環境部 | 環境管理課 | 1 環境放射線モニタリングの強化に関する事。 2 京都府保健環境研究所との連絡調整に関する事。 |
| 健康福祉部 | 医療課 | 1 緊急時医療措置等の準備に関する事。 |
| 警察本部 | 警備第一課 | 1 災害情報の収集に関する事。 |

3 その他

関係課連絡会議に係る参集方法その他の事項については別表4に定めるところによる。

別表2 原子力災害警戒本部の体制

1 構成



2 担当部・課の事務分掌

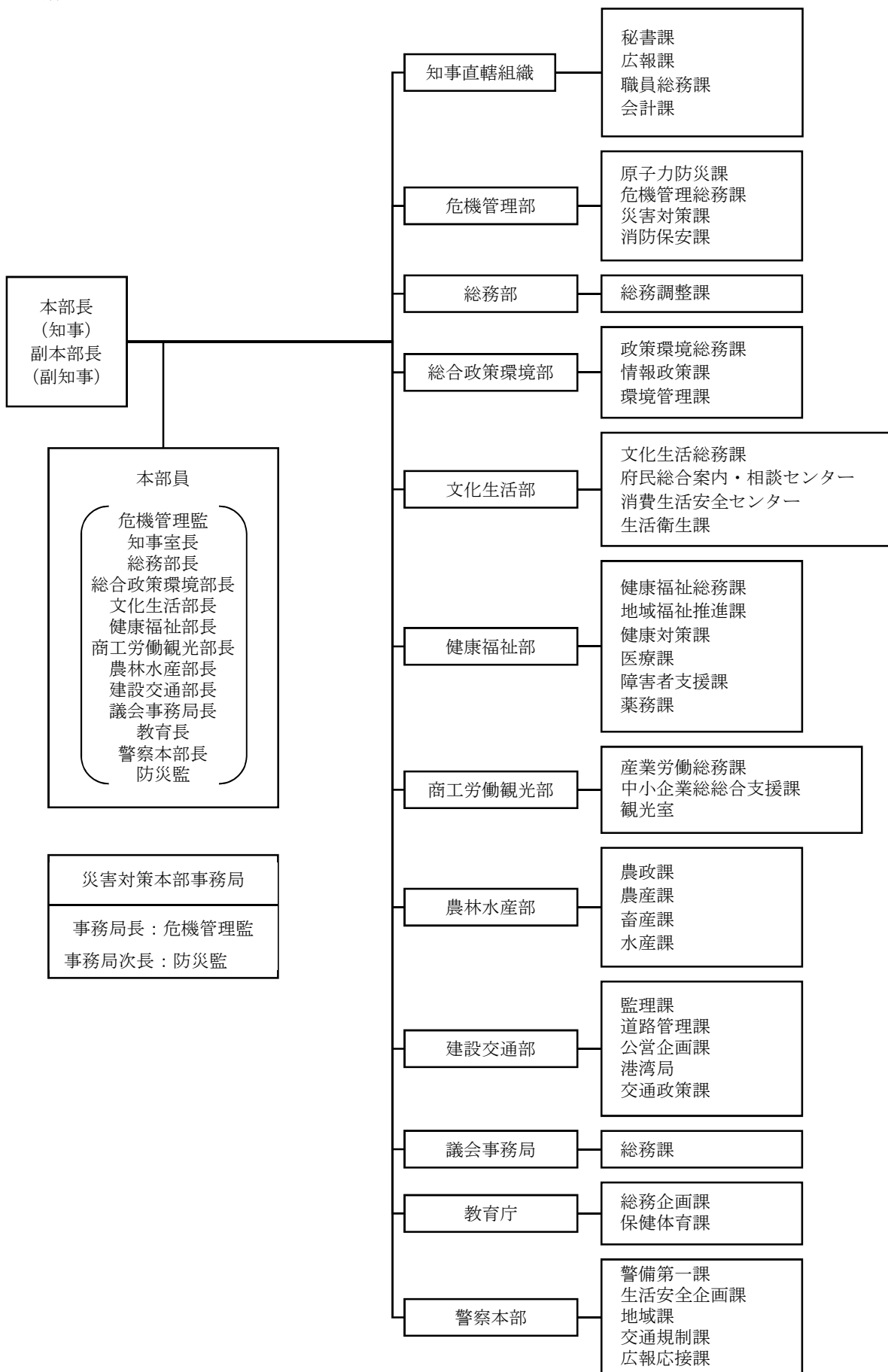
| 担当部名 | 担当室・課名 | 事務分掌 |
|---------|-------------------------------------|---|
| 知事直轄組織 | 広報課 | 1 広報活動に関すること。 |
| 危機管理部 | 原子力防災課 危機管理総務課 災害対策課 消防保安課 | 1 原子力災害警戒本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 原子力災害警戒本部会議の運営及び担当部課間の連絡調整に関すること。 3 関西電力株式会社との連絡調整に関すること。 4 防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 被ばく防護資機材及び避難用バスの調達・管理に関すること。 6 災害救助法運用の準備に関すること。 |
| 総合政策環境部 | 環境管理課 | 1 府モニタリング本部設置に関すること。 2 環境放射線モニタリングの強化に関すること。 3 京都府保健環境研究所との連絡調整に関すること。 |
| 健康福祉部 | 健康福祉総務課 | 1 保健医療福祉調整本部設置の準備に関すること。 |
| | 地域福祉推進課 | 1 要配慮者避難支援センター設置の準備に関すること。 |
| | 医療課 | 1 緊急時医療措置等の準備に関すること。 2 安定ヨウ素剤の準備に関すること。 |
| 警察本部 | 警備第一課 | 1 災害情報の収集に関すること。 2 警察活動の連絡調整に関すること。 |

3 その他

原子力災害警戒本部に係る参集方法その他の事項については別表4に定めるところによる。

別表3 原子力災害対策本部の体制

1 構成



2 担当部・課の事務分掌

| 担当部名 | 担当課名 | 事務分掌 |
|--------------------------|---|--|
| 危機管理部 (調整部) | 原子力防災課、 危機管理総務課、 災害対策課、 消防保安課 (総括班) | 1 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 災害対策本部会議の運営及び担当部課間の調整に関する こと。 3 原子力災害合同対策協議会に関すること。 4 現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 関西電力株式会社との連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との調整に関すること。 7 被ばく防護資機材の調達・管理に関すること。 8 一般社団法人京都府警備業協会との協定の運用に関すること。 9 災害救助法に運用に関すること。 |
| 知事直轄組織 (管理部) | 秘書課 (渉外班) | 1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関すること。 |
| | 広報課 (広報班) | 1 広報活動に関すること。 |
| 知事直轄組織 (職員部) | 職員総務課 (動員・厚生班) | 1 府の防災業務関係者の被ばく管理等健康管理に関するこ と。 |
| 総務部 (総務部) | 総務調整課 (総務調整班) | 1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関すること。 |
| 総合政策環境部 (総合政策環境 部) | 政策環境総務課 (政策環境総務班) | 1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関すること。 |
| | 情報政策課 (情報政策班) | 1 情報基盤の維持・管理に関すること。 |
| | 環境管理課 (環境管理班) | 1 緊急時モニタリングに関すること。 2 京都府保健環境研究所との連絡調整に関すること。 |
| 文化生活部 (文化生活部) | 文化生活総務課 (文化生活総務班) | 1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関すること。 |
| | 府民総合案内・相 談センター (府民 総合案内・相談セン ター班) | 1 府民相談窓口の設置に関すること。 |
| | 消費生活安全セン ター (消費生活安全班) | 1 生活関連物資の物価調査に関すること。 |
| | 生活衛生課 (生活衛生班) | 1 飲食物の摂取制限に関すること |
| 健康福祉部 (健康福祉部) | 健康福祉総務課 (健康福祉総務班) | 1 保健医療福祉調整本部の運用に関すること。 2 関係各部及び部内各課との連絡調整に関すること。 |
| | 地域福祉推進課 (地域福祉推進班) | 1 要配慮者避難支援センターとの連絡調整に関すること。 |
| | 健康対策課 (健康対策班) | 1 健康相談に関すること。 |
| | 障害者支援課 (心の健康対策班) | 1 心の健康相談に関すること。 |
| | 医療課 (医療班) | 1 緊急時医療措置に関すること。 2 安定ヨウ素剤の配布支援に関すること。 |
| | 薬務課 (薬務班) | 1 救護医薬品等の確保に関すること。 |

() 内の名称は災害対策本部設置時の名称とする。

| 担当部名 | 担当課名 | 事務分掌 |
|----------------------|--------------------------|---|
| 商工労働観光部 (商工労働観光部) | 産業労働総務課 (産業労働総務班) | 1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関する事。 |
| | 中小企業総合支援課 (中小企業総合支援班) | 1 被災中小企業に対する支援(融資等)に関する事。 |
| | 観光室 (観光班) | 1 観光業に係る風評被害対策に関する事。 |
| 農林水産部 (農林水産部) | 農政課 (農政班) | 1 被災農林漁業者に対する支援(融資等)に関する事。 2 関係各部及び部内各課との連絡調整に関する事。 |
| | 農産課 (農産班) | 1 汚染農産物の出荷制限に関する事。 2 米穀の確保及び食料品の供給に関する事。 3 食料品等の物価調査に関する事。 |
| | 畜産課 (畜産班) | 1 汚染畜産物の出荷制限に関する事。 |
| | 水産課 (水産班) | 1 漁業用船舶に対する情報伝達に関する事。 2 汚染水産物の出荷制限に関する事。 3 海上における環境放射線モニタリングの支援に関する事。 4 京都府水産事務所及び京都府立海洋センターとの連絡調整に関する事。 |
| 建設交通部 (建設交通部) | 監理課 (監理班) | 1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関する事。 |
| | 道路管理課 (道路管理班) | 1 府管理道路に係る通行の規制に関する事。 |
| | 公営企画課 (公営企画班) | 1 飲料水の供給支援に関する事。 2 飲料水の摂取制限に関する事。 3 厚生労働省医療・生活衛生局水道課、水道事業者との連絡調整に関する事。 |
| | 港湾局 (港湾班) | 1 舞鶴港公共港湾施設に係る入港・出港規制に関する事。 2 舞鶴港公共港湾施設に停泊中の船舶に対する情報伝達に関する事。 |
| | 交通政策課 (交通政策班) | 1 緊急輸送に係る運輸・交通機関との調整に関する事。 |
| 議会事務局 (議会部) | 総務課 (総務班) | 1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関する事。 |
| 教育庁 (教育部) | 総務企画課 (総括班) | 1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関する事。 |
| | 保健体育課 (保健体育班) | 1 児童・生徒の健康管理に関する事。 |
| 警察本部 (警察本部) | 警備第一課 (警備班) | 1 災害情報の収集に関する事。 2 住民等の避難誘導に関する事。 3 関係各部及び部内各課との連絡調整に関する事。 4 警察部隊の運用、装備資機材の運用に関する事。 |
| | 生活安全企画課 (生活安全班) | 1 立入禁止区域及び避難場所における犯罪の予防に関する事。 |
| | 地域課 (地域班) | 1 立入禁止区域等の警戒に関する事。 |
| | 交通規制課 (交通班) | 1 立入禁止区域周辺における交通規制及び緊急交通路の確保に関する事。 |
| | 広報応接課 (広報班) | 1 周辺住民等への広報に関する事。 |

() 内の名称は災害対策本部設置時の名称とする。

3 その他

災害対策本部に係る組織、構成、所掌事務等については、上記に定めるもののほか別表4及び府地域防災計画一般計画編第3編第1章第7節に定めるところによる。

別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策体制

| 参集部課 | 体制 | | 関係課連絡会議 | 原子力災害警戒本部 | 原子力災害対策本部 |
|---------|--------|------------|-------------------------------------|--|-------------|
| | 設置時期 | | 情報収集事態発生時 | 警戒事態発生時 | 施設敷地緊急事態発生時 |
| | 本部長(副) | | 座長：防 災 監 | 知事(副知事) | 知事(副知事) |
| | 設置場所 | | 原子力防災課 | 災害対策本部室 | 同左 |
| | 参集方法 | 時間内 | 庁内電話による連絡 | 同左 | 同左 |
| 時間外 | | 宿日直からの電話連絡 | 同左 | 同左 | |
| 知事直轄組織 | | 広報課 | 広報課 | 秘書課 広報課 職員総務課 会計課 | |
| 危機管理部 | | 原子力防災課 | 原子力防災課 危機管理総務課 災害対策課 消防保安課 | 原子力防災課 危機管理総務課 災害対策課 消防保安課 | |
| 総務部 | | | | 総務調整課 | |
| 総合政策環境部 | | 環境管理課 | 環境管理課 | 政策環境総務課 情報政策課 環境管理課 | |
| 文化生活部 | | | | 文化生活総務課 府民総合案内・相談センター 消費生活安全センター 生活衛生課 | |
| 健康福祉部 | | 医療課 | 健康福祉総務課 地域福祉推進課 医療課 | 健康福祉総務課 地域福祉推進課 健康対策課 医療課 薬務課 | |
| 商工労働観光部 | | | | 産業労働総務課 中小企業総合支援課 観光室 | |
| 農林水産部 | | | | 農政課 農産課 畜産課 水産課 | |
| 建設交通部 | | | | 監理課 道路管理課 公営企画課 港湾局 交通政策課 | |
| 議会事務局 | | | | 総務課 | |
| 教育庁 | | | | 総務企画課 保健体育課 | |
| 警察本部 | | 警備部警備第一課 | 警備部警備第一課 | 警備部警備第一課 生活安全部生活安全企画課 地域部地域課 交通部交通規制課 総務部広報応接課 | |

第4章 避難、一時移転等の防護措置

1 避難、一時移転等の防護措置の実施

府〔危機管理部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。

- (1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難等の予防的防護措置の準備を行うものとする。

なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要となること、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の予防的防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添うことを考慮するものとする。

- ・ 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

また、府は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

- (2) 府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等の予防的防護措置の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難等の予防的防護措置を行うものとし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達するものとする。

- ・ PAZ内の避難者の数及び避難の方針
- ・ UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

また、府〔危機管理部〕は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

- (3) 府〔危機管理部〕は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

また、府〔危機管理部〕は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、UPZを含む府内関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備として、次の事項について状況の把握や共有を行うよう要請する。

- ・ UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

さらに、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む府

内関係市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、府〔危機管理部、総合政策環境部〕は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された府の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、府又は府内関係市町独自の判断で避難指示を行うことができるとされている。その際には、府〔危機管理部〕は、国及び市町村と緊密な連携を行うものとする。また、府〔危機管理部〕は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

- (5) 府〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、府〔危機管理部〕は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

- (6) 府〔危機管理部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退城時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、府はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

- (7) 府〔危機管理部〕は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、あらかじめ定めた広域避難計画により対応するものとするが、災害発生時の被害状況に応じて対応するものとする。

なお、この場合、府は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

また、府域を越える広域的な避難等を行う必要が生じた場合は、国及び関西広域連合の協力のもと、あらかじめ定めた広域避難計画により対応するものとするが、災害発生時の被害状況に応じて対応するものとする。

なお、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

- (8) 府〔農林水産部〕は、被害が予想される海域内の漁船に対し避難情報等を提供し、安全な海域への避難誘導をするものとする。

〔資料〕 2-5-3-⑥ 漁業無線設備

- (9) 府〔健康福祉部〕は、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。
 (10) 府〔文化生活部〕は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

- (11) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- (12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

2 避難所等

- (1) 府〔危機管理部〕は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。
- (2) 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び市町村に提供するものとする。
- (3) 府〔危機管理部、健康福祉部、文化生活部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料・衣服の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- また、府は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- また、府〔危機管理部〕は関係機関と連携し、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- (6) 府〔危機管理部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 府〔危機管理部、建設交通部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 府〔文化生活部、建設交通部〕は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在（一次避難）

(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。

(2) 府〔危機管理部〕は、市町村から協議要求があった場合、関西広域連合及び他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。

(3) 国は、府から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、府は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

(4) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する都道府県に代わって行うものとされている。

(5) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。

府〔危機管理部〕は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

(6) 府〔危機管理部〕は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難及び除染措置を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。

府〔危機管理部、健康福祉部〕は、原子力災害対策指針に基づき、関西電力株式会社と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

5 安定ヨウ素剤の配布及び服用

府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難又は一時移転等の対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講ずるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の準備及び服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

府〔健康福祉部〕は、避難又は一時移転等の対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与のもとで、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

6 要配慮者への配慮

(1) 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、ユニバーサルデザインの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。府内の医療機関では転院に対処できない場合は、関西広域連合及び他の都道府県並びに国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、府〔健康福祉部〕は、被災施設からの転所が府内の他の施設では対処できない場合は、関西広域連合及び他の都道府県並びに国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

(4) 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

| 施設名 | 施設種別 | 所在地 |
|--------------------------------|-------|-----------------------|
| こひつじの苑舞鶴 | 障害者施設 | 舞鶴市字安岡 1076 番地の 2 |
| みずなぎ鹿原学園 | 障害者施設 | 舞鶴市字鹿原 209 番地の 3 |
| やすらぎの郷 | 高齢者施設 | 舞鶴市字安岡小字中山 1076 番地 |
| グリーンプラザ博愛苑 | 高齢者施設 | 舞鶴市字市場 390 番地 |
| 大浦会館 | 公民館 | 舞鶴市字中田 459 番地 |
| 朝来小学校 | 学校 | 舞鶴市字朝来中 545 番地の 1 |
| 舞鶴医療センター (精神科病棟) | 病院 | 舞鶴市字行永 2410 番地 |
| 安岡園 | 高齢者施設 | 舞鶴市字安岡 1076 番地の 1 |
| 田井原子力防災センター | 公民館 | 舞鶴市田井 97-2 |
| 国家公務員共済連合会舞鶴共済病院 | 病院 | 舞鶴市浜 1035 |
| 綾部市奥上林公民館 (綾部市林業者等健康管理センター) | 公民館 | 綾部市故屋岡町三反田町 15 番地 |
| 高齢者支援センター 松寿苑(綾部市生活支援ハウス) | 高齢者施設 | 綾部市八津合町寺町 1 番地・25 番地 |
| いこいの村(梅の木寮) | 高齢者施設 | 綾部市十倉名畑町久瀬谷 2 |
| 安寿の里 | 高齢者施設 | 宮津市字由良 751 番地 |
| 長寿苑 | 高齢者施設 | 与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上 154 番地 |

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、府又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

(1) 府〔建設交通部〕及び府警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

(2) 府警察本部は府内関係市町と連携し、人命の安全第一に、住民等の屋内退避、避難誘導その他の

防護活動を行うとともに住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難誘導に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要、その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、活動を行うに当たっては、要配慮者及び外国人に十分配慮するものとする。

(3) 第八管区海上保安本部は、府内関係市町の市町長の要請に基づき、又は第3編第4章1(3)の場合であって関係市町の市町長に避難指示のいとまがないと認められるときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報し、安全な場所への避難を指示するものとする。

(4) 第八管区海上保安本部は、海上の治安維持を確保し、被害の状況、緊急度を考慮して、航行制限等の交通規制を行う。

〔資料〕 2-5-3-⑤ 有線放送設備

2-5-3-⑥ 漁業無線設備

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 府〔危機管理部、総合政策環境部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 府〔危機管理部、総合政策環境部〕は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 府〔危機管理部、健康福祉部〕及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

(4) 府〔危機管理部〕は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

(5) 府〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

府〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6章 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- 1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。府〔文化生活部、農林水産部〕は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。
- 2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等における検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。

府〔文化生活部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。

また、府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

第7章 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

府〔危機管理部〕は、応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 対応方針を決める少人数のグループのメンバー（国及び府の現地対策本部長、府内関係市町の災害対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等））及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 府〔危機管理部、建設交通部〕及び府警察本部は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、道路交通の状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 府〔危機管理部、建設交通部〕は、人員、車両等の調達に関して、近畿運輸局又は社団法人京都府バス協会をはじめとする関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や関西広域連合及び他の都道府県に支援を要請するものとする。

ウ 府〔危機管理部〕は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

府警察本部等は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施に当たっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講じるものとする。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

〔資料〕2-8-2-① 交通規制計画

(2) 交通の確保

府警察本部等は、現地の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、道路交通の状況を迅速に把握するものとする。

府警察本部等は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、社団法人京都府警備業協会との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

府警察本部等及び道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとるものとする。

第8章 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 府〔危機管理部〕は、府内関係市町で行う救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ関西広域連合及び他都道府県又は関西電力株式会社その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。

(2) 府〔危機管理部〕は、府内関係市町から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、府内他市町村、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 府〔危機管理部〕は、府内関係市町から関西広域連合及び他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から府内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った府内関係市町に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救助・救急の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 府内関係市町への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療活動等

(1) 府〔健康福祉部〕は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる原子力災害拠点病院等を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

(2) 府〔健康福祉部〕は、国及び拠点となる原子力災害拠点病院等と協力し、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

- (3) 府〔健康福祉部〕は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療・総合支援センター又は国並びに原子力災害拠点病院に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣について要請するものとする。
- (4) 府〔健康福祉部〕は、府内又は近隣府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害拠点病院等、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。
- (5) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。

緊急時医療センターは、次の機関で組織する。

- ア 京都府
- イ 原子力災害医療派遣チーム
- ウ 日本赤十字社京都府支部
- エ 一般社団法人京都府医師会

- (6) 府〔健康福祉部〕は、緊急時医療センターのもとに、他の立地府県等への原子力災害医療派遣チームの派遣要請や被ばく傷病者等の搬送先を調整する原子力災害医療調整官を設置する。
- (7) 緊急時医療センターは、原子力災害医療協力機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の原子力災害拠点病院等に対して患者の受入を要請する。

また、府は、必要と認められる場合は、国立病院機構病院、京都大学医学部附属病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

- (8) 医療救護班等及び原子力災害医療機関は、必要に応じて原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

また、医療救護班等は、原子力災害医療調整官の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

- 〔資料〕 2-5-2-④ 原子力災害医療派遣チーム
- 2-5-2-⑰ 原子力災害医療体制
- 2-5-2-㉔ 医療活動用資機材の配備状況

- (9) 府〔危機管理部〕は、自ら必要と認める場合又は府内関係市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第9章 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 府〔危機管理部〕は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害

の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、府のあらゆる広報手段を用いて次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

ア 事故が発生した施設名、発生時刻

イ 事故の状況と今後の予想

ウ 各地域住民のとるべき行動についての指示

- (2) 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、住民等への情報提供に当たっては国及び応急対策実施区域を含む市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

住民等に対する指示伝達及び広報系統は、別に定める。

- (3) 府〔知事直轄組織、危機管理部、健康福祉部、農林水産部〕は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、府が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- (4) 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、関西電力株式会社等と相互に連絡をとりあうものとする。

- (5) 府〔知事直轄組織、危機管理部、総合政策環境部〕は、情報伝達に当たって、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- (6) 府警察本部は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、交通規制その他の状況等に関する情報を伝達するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 府〔危機管理部、総合政策環境部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

- (2) 府〔危機管理部、総合政策環境部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府〔危機管理部、総合政策環境部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域

振興局]は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府内関係市町、福井県等、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 府内関係市町長のとるべき措置

府内関係市町の市町長は、被害予想地域の住民に対し、住民がとるべき応急対策等の実施について、広報車、有線放送等あらゆる通報手段を用いて的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

- [資料] 2-5-3-⑤ 有線放送設備
2-5-3-⑥ 漁業無線設備

4 第八管区海上保安本部長のとるべき措置

第八管区海上保安本部長は、海上の船舶に対し、船舶がとるべき応急対策について、的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

第10章 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、府及び国、関係団体は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ等

府[危機管理部、健康福祉部]及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け付け、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

府[危機管理部、健康福祉部]は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

(2) 義援金の受入れ

義援金の使用については、府が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第11章 行政機関の業務継続に係る措置

1 府は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、

学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

- 2 府は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- 3 府は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第12章 水資源対策

- 1 水道事業者及び水道用水供給業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染のおそれがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- 3 放射性物質の放出により、琵琶湖をはじめとする水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

第13章 家庭動物等対策

- 1 府〔文化生活部〕は、災害時動物救護マニュアルにより、飼い主とはぐれた家庭動物の対応や特定動物の飼養者に対する指導体制を整備する。
- 2 府〔文化生活部〕は、市町村に対して避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設を整備するよう要請する。
- 3 府〔文化生活部〕は、収容施設に収容された家庭動物に対して、飼養機材の速やかな配布及び負傷動物の速やかな治療ができるよう関係団体に要請する。

第14章 関西電力株式会社の行う応急対策

関西電力株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため、発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、発電所原子力事業者防災業務計画に定める他、関西電力規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じる。

1 災害状況の把握

関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置し、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速且つ的確に収集する。

- (1) 事故の発生時刻および場所
- (2) 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- (3) 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- (4) 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- (5) 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況

- (6) 気象状況
- (7) 収束の見通し
- (8) その他必要と認める事項

2 原子力災害医療

原子力緊急時対策本部は、被ばく患者、傷病者が発生した時は、発電所で定める関連標準により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

3 退避誘導および発電所内入域制限

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づく災害対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定する場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

4 原子力災害の拡大防止を図るための措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- (2) 汚染拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- (3) 立入制限区域の設定
- (4) 危険物施設の防護措置

5 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、発電所原子力事業者防災業務計画に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

6 住民広報窓口の設置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置するものとする。

第4編
原子力災害中長期対策計画

第4編 原子力災害中長期対策計画

第1章 基本方針

本編は、原災法第15条第4項の規定により原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策等を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

第2章 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除

関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができるとされている。

また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、府、福井県及び関係市町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができるとされている。

府〔危機管理部〕は、高浜発電所及び大飯発電所から原子力防災体制を解除することにつき意見聴取があった場合において、専門家の意見も聴いた上で回答するとともに、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3章 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

府〔危機管理部〕は、原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議を対策拠点施設において開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。

第4章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

府〔危機管理部〕は、市町村が避難区域等を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第5章 放射性物質による環境汚染への対処

府〔危機管理部、府民環境部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部ほか〕は、国、市町村、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第6章 各種制限措置の解除

- 1 府〔危機管理部、府民環境部、農林水産部、建設交通部、文化生活部〕及び府警察本部は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。
なお、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び各種制限措置の解除等についての助言を受けるものとする。
- 2 府警察本部は、必要に応じて実施した交通規制の解除を行うものとする。

第7章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

府〔府民環境部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、関係省庁及び関西電力株式会社等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第8章 災害地域住民に係る記録等の作成

- 1 災害地域住民の記録
府〔危機管理部、健康福祉部〕は、府内関係市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。
- 2 影響調査の実施
府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、必要に応じ観光業、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。
- 3 災害対策措置状況の記録
府〔危機管理部〕は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第9章 被災者等の生活再建等の支援

- 1 府〔危機管理部、健康福祉部、商工労働観光部、建設交通部〕は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 2 府〔危機管理部〕は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く

被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

- 3 府〔危機管理部〕は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第10章 風評被害等の影響の軽減

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国及び市町村と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通や観光客の来訪等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第11章 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、政府系金融機関等と連携し、必要に応じ被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第12章 心身の健康相談体制の整備

府〔健康福祉部〕は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、高浜発電所及び大飯発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第13章 生活関連物資の受給及び価格の監視・調査

府〔危機管理部、商工労働観光部、農林水産部〕は、国と連携し、特に被災地及び周辺地域における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を監視・調査し、速やかにその結果を公表するものとする。

第14章 復旧・復興事業からの暴力団排除

府警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

京都府地域防災計画

原子力災害対策編

編集発行 京都府防災会議

事務局 京都府危機管理部災害対策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（〒602-8570）
電話 075-414-4475
